

地域の絆づくり重点推進モデル地域選定委員会審査要領

(目的)

第1 この要領は、地域の絆づくり重点推進モデル事業の実施地域（以下「モデル地域」という。）を選定するための審査に関し必要な事項を定める。

(選定委員)

第2 地域の絆づくり重点推進モデル地域選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、地域の絆づくり重点推進モデル地域選定委員会設置要綱第3に定める者とする。

(審査の方法)

第3 選定委員会は、以下の方法により審査を行う。

(1) 審査基準

- ア 審査項目及び評価内容並びに配点は、別紙1の審査基準のとおりとする。
- イ 総配点は100点とする。

(2) 採点方法

委員は、申請団体から提出された申請書及び補足説明資料並びにプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、(1)の審査基準に基づき、審査項目ごとに採点を行い、別紙2の審査票に採点数を整数で記入する。

(3) モデル地域の選定方法

- ア 各委員において、申請団体ごとの合計得点を比較し、順位を付ける。
- イ 順位点として、1位には申請団体と同一の点数（例えば、申請団体が5団体であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与する。ただし、同順位の申請団体が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の申請団体数で除して得られる点数とする。
- ウ 順位点を集計し、申請団体ごとの順位点の合計を比較する。
- エ 順位点の合計が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を第一順位の地域選定候補者として決定する。
- オ 各委員の合計得点を集計した総合点が総配点の60%に満たない場合は、地域選定候補者としなない。

(4) 順位点において複数の最高得点者が生じた場合

順位点において複数の最高得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として、出席委員が協議し第一順位を決定する。

(5) 申請団体が1団体の場合

申請団体が1団体の場合、審査の結果、(3)オに定める最低基準を満たす場合は、当該申請団体を地域選定候補者と決定し、最低基準に満たない場合は、再度公募を実施するものとする。

(6) 審査に使用する審査票等

別紙2（審査票）及び別紙3（採点結果集計表）とする。（添付省略）

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮

り、協議のうえ決定する。

附則

この審査要領は、平成24年 5月21日から施行する。

審査基準

審査項目及び評価内容	配点
1 趣旨・目的	
(1) 地域の現状・課題を的確に把握しているか。	10点
(2) 地域住民が主体となって、福祉課題のほか、地域の多様な課題に対応していく体制づくりが期待できるか。	10点
2 事業計画の内容	
(1) 住民によるボランティア活動の拠点づくりの計画は適切か。また、その実現性はあるか。	10点
(2) 住民が生活上の悩みや困りごとを相談できる場づくりの計画は適切か。また、その実現性はあるか。	10点
(3) 住民同士が交流できる場づくりの計画は適切か。また、その実現性はあるか。	10点
(4) 住民主体による運営体制づくりができるか。	5点
(5) 住民ボランティアなど地域の担い手育成の考え方は適切か。また、その実現性はあるか。	5点
(6) 地域の絆づくりにつながる事業であるか。	10点
(7) 事業の先進性、他地域への普及性はあるか。	5点
(8) 事業終了後の継続性・発展性は期待できるか。	5点
3 事業を適切かつ確実に実施する能力	
(1) 事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	5点
(2) 過去の実績や現在の活動状況から事業を実施する能力はあるか。	5点
(3) 地域支え合いセンター設置事業について、地域の関係機関・団体及び、市町村関係部局の協力体制が整っているか。	5点
(4) 県が実施する地域の絆づくりに向けた事業の推進について、地域の関係機関・団体及び、市町村関係部局の協力が期待できるか。	5点
	総配点 100点